

# 市立伊丹病院と公立学校共済組合近畿中央病院の 統合に関する基本協定書

伊丹市（以下「甲」という。）と公立学校共済組合（以下「乙」という。）は、市立伊丹病院と公立学校共済組合近畿中央病院の統合検討会議における検討の結果、市立伊丹病院と公立学校共済組合近畿中央病院（以下「両病院」という。）を統合再編することが望ましいとの判断に至ったことから、両病院を統合再編した新たな基幹病院（以下「新病院」という。）及び健康管理施設を整備することに合意するものとし、統合に関する基本事項について、下記のとおり基本協定を締結する。

## 記

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、両病院の統合に関し、必要な基本的事項について定めることを目的とする。

### （基本方針）

第2条 両病院の統合は、次の各号に掲げる事項が確実に履行されるよう実施するものとする。

- (1) 甲の市民が必要とする医療の提供
- (2) 乙の組合員が必要とする職域機能の提供
- 2 統合再編によって地域医療に支障をきたすことがないように、両病院がこれまで地域に提供してきた医療機能やサービスについては、地域の医療機関との役割分担を踏まえ、原則として新病院が継承する。
- 3 統合再編に当たって、甲及び乙は、「市立伊丹病院と近畿中央病院の統合再編に係る基本方針」に定める「統合再編により目指すべき方向性」を基に、それぞれが責任をもって取り組むよう努めるものとする。
- 4 新病院及び健康管理施設の運営については、第1項各号に掲げる事項を達成することができるよう甲乙それぞれが互いに連携するものとする。

### （診療機能等）

第3条 新病院においては、伊丹市域をはじめとする阪神北準圏域における基幹的な医療機関としての役割を果たすため、今後の疾病構造の変化

や医療需要等を的確に踏まえ、市立伊丹病院と公立学校共済組合近畿中央病院がこれまで地域に提供してきた診療機能を基本とし、更なる診療機能の充実及び強化に努める。

- 2 健康管理施設においては、乙の組合員の心と身体健康増進、疾病予防等のほか、地域住民への一般健診等を実施し、乙の組合員及び地域住民の健康管理を支援する。

(統合時期)

第4条 今後の医療需要に対応するため、早期に両病院の統合に向けた整備を進め、令和7年度(2025年度)の統合を目指すものとする。

(患者等への配慮)

第5条 甲及び乙は、統合再編に当たり、両病院の患者等へのサービスの継続性を確保するとともに、患者等に不利益が生じないように配慮する。

(職員の処遇)

第6条 甲及び乙は、統合再編に当たり、両病院に勤務する職員が共に高い士気とやりがいをもって新病院及び健康管理施設で業務に従事することができるよう、その処遇について十分に配慮する。

(整備等)

第7条 甲及び乙は、新病院及び健康管理施設について、双方の利便性を最大限考慮し、協力、連携して整備を進めることとする。

- 2 新病院の整備にかかる費用は、甲が負担する。
- 3 健康管理施設の整備にかかる費用は、乙が負担する。
- 4 前2項のいずれとなるか明確に区別することができない部分の整備にかかる費用については、甲乙協議の上決定するものとする。

(運営形態)

第8条 新病院の運営は、甲が行うこととする。

- 2 健康管理施設の運営は、乙が行うこととする。
- 3 統合再編後の新病院及び健康管理施設の運営に当たっては、相互に協力、連携するものとする。

(開設場所等)

第9条 新病院及び健康管理施設は、市立伊丹病院の現所在地を主とした場所に開設する。

2 乙は、統合再編によって生じる公立学校共済組合近畿中央病院跡地の活用について、地域医療に配慮しながら検討するものとする。

(守秘義務)

第10条 本協定に基づく協議の内容については、甲乙双方が合意した場合に限り、合意した範囲の事項を公表できるものとする。

2 甲及び乙は、統合に際して知り得た甲及び乙の事業に関する秘密情報を他に漏らしてはならない。

(協定の変更)

第11条 本協定は、社会情勢、経済情勢等に変化があった場合は、甲乙協議の上、変更を行うことができるものとする。

(疑義の解決方法等)

第12条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

令和2年 4月 1日